

イングランド国際民事訴訟法の革新

——国際裁判管轄を統合する「ナチュラルフォーラム」概念の完成——

齋藤 彰
さいとう あきら

神戸大学大学院法学研究科教授

- 1 はじめに
- 2 Spiliada 判決に至るまでの判例理論の経緯
- 3 Spiliada 判決によるナチュラルフォーラムの理論的完成
- 4 国際的多重訴訟状態への対応
- 5 ブラッセルズ＝ルガーノ領域との区別
- 6 おわりに

1 はじめに⁽¹⁾

連合王国の国際裁判管轄の基盤理論が、大きな変動期を終え、新しい段階へと到達したように見える⁽²⁾。それを一言で表現すれば、「ナチュラルフォーラム」の概念及びそれと表裏一体をなす「不便宜な法廷⁽³⁾」の理論を核とした、統合的な国際民事裁判管轄規律の出現である。本稿では、こうした状況を日本の読者に紹介するとともに、そこから日本への示唆をくみ取ることが目的とする。

合意による管轄⁽⁴⁾が存在しない場合には、原告が、現存する法廷地の選択肢の中から一方的に選択することとなるが、それが不公平で正義に反する場合には裁判所による何らかのコントロールの対象となりうる⁽⁵⁾。イングランドにおいて、そうした裁判所によるコントロールの必要性を判断する基準が「ナチュラルフォーラム」であり、その尊重のため自国法廷による管轄権行使の抑制を正当化するための表現が「不便宜な法廷」である。換言すれば、ナチュラルフォーラムは、法廷地漁りをコモンローが制御するための中心概念としての位置を占める。

注意を要するのは、こうした展開が、それぞれの国家法システムが相互的な協力体制を有することなく単独の立場から孤立して国際民事訴訟の処理に当たる、従来の法環境を前提とした法理として、自覚的に展開されてきていることである⁽⁶⁾。以上のイングランド判例法（コモンロー）の発展は、ブラッセルズ条約（現ブラッセルズⅠ規則）及びルガーノ条約のように、その適用において裁量の余地の小さな明確な管轄規則を設定し、その基盤の上ではほぼ自動的に外国判決の承認執行を行う緊密な民事司法協力体制をすでに完成したブラッセルズ＝ルガーノ領域とは明確に区別される。従って、両者は実務的に棲み分けられた、両立し得る規律方法ととらえられている。

本稿では、こうした新しい管轄規律の中心概念であるナチュラルフォーラム⁽⁷⁾を中心に考察を進める。この言葉が最初に用いられたのは、スコットランドからの貴族院への上告である La Société du Gaz 判決の Shaw 判事の意見においてであるとされる⁽⁸⁾。以下にその部分を訳出する。

「事件の全般的な諸状況において、一方の当事者がナチュラルフォーラム又はプロパーフォーラム以外の法廷を選択することを、訴訟審理の便宜・当事者の住所又はドミサイル・契約締結地・契約履行地などであることを根拠として許容することが、他方の訴訟当事者にとって現実的な不公正となる場合、不便宜な法廷の理論が適切に適用されることとなる。」

そしてこのナチュラルフォーラムという概念は、イングランド国際裁判管轄規律の革新の核を成す四つの貴族院判決全てにおいて用いられることで、イングランド法の中に完全に定着した⁽⁹⁾。革新の中心を成す Spiliada 判決において、Goff 判事は「不便宜な法廷」という用語がイングランド法を説明する上で誤解を招く危険性を指摘している⁽¹⁰⁾。また、日本でも多くの紹介がなされてきたアメリカ合衆国の *forum non conveniens* に関する議論との混同を避ける必要もある。そのため本稿では可能な限り、イングランド法の感覚を最も的確に表しているナチュラルフォーラムという表現を用いる。

イングランドの国際裁判管轄法理の詳細な研究として、岡野祐子教授による一連の労作⁽¹¹⁾が存在するが、その中心的な視点はコモンロー法理とブラッセルズ条約との葛藤におかれている。従って、扱った資料にかなりの共通性が存在

するが、視点と主張が異なるため、本稿を改めて公表する次第である。また、本稿の問題意識がもたらす一つの帰結として、判例の事実関係を重視し詳述する点にも特徴が存在する⁽¹²⁾。本稿が採用する視点の重要性を補強するため、ごく最近公表された Briggs⁽¹³⁾の論文における著述を以下に引用する⁽¹⁴⁾。

「過去 30 年間の [イングランド] コモンローの抵触法における並はずれて最も重要な判例法の発展は、『便宜な法廷』の原則の創造と洗練である。ほとんどのコモンロー諸国において、この原則は、裁判管轄の確定、訴訟手続きのステイ⁽¹⁵⁾、外国訴訟の抑制、そして外国判決の承認等の問題を体系的に構成するツールとしてカスタマイズされてきた。⁽¹⁶⁾」「この原理が根付く速度は、同一の基本的な取り扱いが必要とされる多くの症状が存在したことを、間違いなく意味する。しかし単にそれだけではなく、『便宜な法廷』の原則が、コモンロー抵触法の諸欠点に対して魅力的な解決を提供したことをも意味するであろう。⁽¹⁷⁾」

Briggs は便宜な法廷という用語を用いるが、これは本稿におけるナチュラルフォーラムと同意と解される。この分野における学説の議論の急速な深化と貴族院判決の集中は、重大な局面を迎えつつある法律問題に対し、司法と法律関係者とが素早く反応し集中的にイノベーションを促進するコモンローの自生的な司法立法の特徴を示しているように思われる⁽¹⁸⁾。

本稿における以下の著述は次の順序でなされる。2 において、Spiliada 判決が出現するまでの判例理論の状況を簡単に整理する。3 において、Spiliada 判決が確立した「適切な法廷」又は「ナチュラルフォーラム」という概念をやや詳しく検討する。4 において、ナチュラルフォーラムの立場から、国際的な多重訴訟状態にどのような対応がなされることになるのかを明らかにする。そして 5 において、ブラッセルズ＝ルガーノ領域との区別について説明する。最後に、こうしたコモンローによる国際私法の体系化を外部的に眺めれば、どのような一貫性を持っているのかを再評価する。

2 Spiliada 判決に至るまでの判例理論の経緯

(1) 伝統的なステイについての理論

イングランドにおいては、自国の法廷を不便宜だとする姿勢は伝統的に少なかった。しかしこの30年間に、スコットランド法の「不便宜な法廷」理論の継受と、それと表裏一体をなすナチュラルフォーラムの概念の確立によって、それは大きく変貌する。そうした革新の起点となったのが1974年のAtlantic Star判決である。それ以前は、イングランドで提起された国際民事訴訟に対してステイが認められることはごく希であった。被告に対して外国での訴訟が「困惑的又は威迫的 (vexatious or oppressive)」なものとしてステイが認められた先例として、Bellは1882年の判例を引用する⁽¹⁹⁾が、当時この言葉は非常に厳格に解されていた。そして、1936年のSt Pierre判決⁽²⁰⁾により確立された「困惑的又は威迫的」の公式によれば、イングランドで訴訟を行うことが原告に何らかの利点をもたらすと原告自身が善意で信じれば、それだけで困惑と威迫を否定するのに十分であるとされた⁽²¹⁾。つまりこうしたルールの下では、イングランド裁判所を手続法的又は実質法的な利点を求めて「漁る」ことはむしろ推奨されているとさえ言えた。従って、被告の不便宜はかなり深刻な態様のものであっても顧慮されなかった⁽²²⁾。原告が訴訟を提起する自由は、「権利」と表現されることもあり、時には二重訴訟を提起する権利さえ有すると明言されることもあった⁽²³⁾。このように原告の訴訟提起を最大限に尊重して、自国の管轄判断を独自に、かつ積極的に肯定し、その判断過程において他国での訴訟等との関係を基本的に考慮しないのが、伝統的なイングランド法の立場であった。

それは否応なしに法廷地漁りを促進するが、そうした批判に対してイングランドの裁判所は、自国中心主義的な強面を維持してきた。この姿勢はAtlantic Star事件の控訴審判決におけるDenning判事の次の意見に端的に表れている⁽²⁴⁾。

「これらの裁判所に正義を求め来たる者には、必ず来た甲斐がなければならない。ここに来る権利は、イングランド人だけにではなく、全ての友好的な外国人にも拡張される。彼が望むならば、我々の裁判所に助けを求めることがで

きる。もしお望みなら、これを『法廷地漁り』と呼ぶことはできよう。しかし法廷がもしイングランドであれば、それは商品の品質とサービスの迅速さにおいて、漁るにふさわしい場所である。⁽²⁵⁾」

しかし、長く続いたこの法状態も、貴族院の *Atlantic Star* 判決によって、終止符が打たれることになる。

(2) *Atlantic Star* 判決 (1974 年)⁽²⁶⁾

[事実の概要]

1970 年 1 月 27 日にベルギーにおいて、3 隻の船を巻き込む衝突事故が濃霧の中で発生した。オランダのコンテナ船 *Atlantic Star* が、タグボートの助けなしに独力でベルギーの川堰に入ろうとした際に、そこに繋がれていた二隻の舢舨と衝突し、それらを沈没させてしまった。二人の舢舨の船主はアントワープ商事裁判所に訴えを提起し、裁判所が任命した鑑定人は、衝突は突然の濃霧が原因となり引き起こされたと報告した。ベルギーの裁判所がこの報告を全般的に受け入れそうな様子であったため、訴訟を継続すれば被上告人（舢舨の船主達）の敗訴の色は濃厚であった。そこで、6 月に *Atlantic Star* がリバプールに停泊している機をとらえて、一方の舢舨の船主が対物訴訟をイングランドの海事裁判所に提起した。舢舨の船主は、イングランド裁判所では、いくつかの理由によって自分が勝訴できる可能性があると考えていた。*Atlantic Star* の船主がイングランドの裁判所に対して、この訴訟手続のステイを求めたが一番及び二審はステイを認めなかった。これに対して上告審である貴族院はステイを認める判断を下す。

[判決の要旨]

この上告審判決において、Ried 判事は様々な斬新な視点を導入する。彼は、イングランド法の自国中心主義的な姿勢が時代の実情に合わなくなっている点を指摘する⁽²⁷⁾。しかし、当時法廷弁護士であった Goff 勅撰弁護士が上告審で提示したスコットランドの「不便宜な法廷の法理」には注意を払いつつも、イングランド法のこれまでの基本的枠組みを変更することに慎重な姿勢を示す。そして、現存するイングランド法の「困惑的又は威迫的」の基準について、そ

れらが将来的によりリベラルに解釈されるべきことを示唆する。さらに、イングランドがナチュラルフォーラムである場合と、原告が単に自分自身の私的な利益のためイングランドに提訴した場合とを区別し、前者において原告はイングランドの法廷から極めて説得的な理由なしに追い出されるべきではないが、後者において被告がステイを求めた場合、原告は彼自身の選択を合理的に正当化することが求められるべきであるとする。また、両当事者がイングランドで訴訟手続を進めることに満足している場合は、それに反対する理由は見あたらないとする。

そして最も注目すべき点は、Ried 判事が、「法廷地漁り」に対し近時多くの批判が存在することに触れ、彼自身も「それを望ましくないと判断する」と明言したことである⁽²⁸⁾。そしてステイを認めるか否かは、最終的には各裁判所の裁量により、被告の個人的な立場も含めた諸状況を視野に入れて、イングランドで訴訟手続きが、合理的な意味において威迫的であるか否かを問うことによりなされるべきであるとする⁽²⁹⁾。外国人がイングランドにおいて船舶を差し押さえて管轄権を発生させること自体は、必ずしも法廷地漁りとはならない。しかし本件の場合、適切な法廷⁽³⁰⁾であるベルギーにおいて訴訟を行うことに困難はなく、上告人もそこにおいて担保を提供すると申し出ていた点を指摘する。そして以上の理由によって、イングランドでの訴訟について、ステイが認められるとの結論に達する⁽³¹⁾。

本判決は、イングランド法発展のランドマークであると評されるほど注目を集めた判決である。その理由は、法廷地漁りを防止する必要性をイングランド法が初めて正面から認めた点にある。その意味で本判決は、コモンローによる司法立法の典型例ともいえよう。また、上告審において法廷弁護士を務め、判決の形成に大きな影響を与えた当時の Goff 勅撰弁護士はその後裁判官となり、イングランドにおけるナチュラルフォーラム理論を進展させたほどほどの重要判決において、極めて影響力のある意見を提示し続けることとなる⁽³²⁾。

(3) ナチュラルフォーラム概念の精練過程

以下では、Atlantic Star 判決が示した方向転換を大きく進展させた重要なものとして、二つの貴族院判決を概観することにする。

(a) MacShannon 判決 (1978 年)⁽³³⁾

[事実の概要]

労災事故による人身侵害のケースである。原告のスコットランド人は、勤務中にスコットランドで労働災害により負傷した。被告はイングランドに登記を有するイングランド会社であった。原告は経験豊かなソリシタの助言に従いイングランドで訴えを提起した。これに対し被告会社は、原告にナチュラルフォーラムであるスコットランドで提訴させるために、イングランドでの訴訟につきステイを申し立てた。

被告は、イングランドで訴訟することの不便は威迫的なものであり、原告はイングランドでの訴訟を選択する合理的な正当性を証明しなければならないと主張した。被告はさらに、1974 年頃からスコットランドでの労災事件について、会社の登記地がイングランドであることだけを手がかりに、意図的にイングランドで提訴する訴訟戦略が存在すると主張した。つまりそれら事件は、イングランドにおける損害賠償額の方が高額であり、訴訟期間も短く訴訟費用は安価であるとの、ソリシタの助言に従ったものであると主張した。

高等法院及び控訴院はステイを認めなかったのに対し、上告審である貴族院はステイを認めた。以下では Diplock 判事の意見をもとに、貴族院の判決理論の重要部分をまとめる。

[判決の要旨]

Diplock 判事は、イングランドのコモンローが、自国で認められていない外国の法概念を時として取り入れても、コモンロー発展の伝統に反することはないであろうとする⁽³⁴⁾。コモンローの発展は、今日の変化した状況に緊密に適合させるため、先例を再吟味し変更することにより一步一步進められる。しかしその過程は、イングランド法が新しい法概念を採用することと完全に異なるとは限らず、ほぼ同一の目的が、異なった方法により達成されると見ることもでき

る⁽³⁵⁾。従って貴族院の多数意見が、スコットランドの「不便宜な法廷」の理論を、コモンローに導入するのは適切ではないとして拒絶し、1936年のSt Pierre判決による先例を展開する方法を用いて同様の結論に達しても驚くには当たらない。すでにAtlantic Star判決において、貴族院の多数意見は、St Pierre判決の用いた「威迫的」あるいは「困惑的」という言葉に、よりリベラルな解釈を与えた。従ってSt Pierre判決はいまだに議論の枠組みを成すが、この二つの言葉はその自然な意味において理解される必要はなく、ある種の歪曲を加えて道徳的に中立な意味に理解すべきである。本件において、これらの言葉を、イングランドでの訴訟をステイすべきか否かを決定する原則を表現するものとするのは、混乱を招くだけである⁽³⁶⁾。そして「困惑的又は威迫的」の基準は、本判決によりイングランド法から実質的に削除されたと見ることも可能であろうとする。そしてさらに、Atlantic Star判決におけるReid, Wilberforce, Kilbrandonの三名の判事による多数意見の主旨を次のようにリステイトする。

「イングランドで開始された訴訟は、次の二つの要件を充たす場合にステイすることができる。(a)他に利用可能な裁判所が存在し、そこにおいて実質的により便宜にそしてより少ない出費で正義が行われ得ることについて、被告が裁判所を説得した場合。(b)ステイが、イングランドの裁判所で訴訟が係属した場合に援用できる、正当な人的・司法的利益を、原告から奪わない場合。⁽³⁷⁾」

本件の結論としては、ナチュラルフォーラムがスコットランドであることを被告が証明したので、上告は認容されステイが認められることとなった。

(b) Abidin Daver 判決 (1984 年)⁽³⁸⁾

【事実の概要】

トルコの領海でトルコ船とキューバ船とが1982年3月に衝突事故を起こした。キューバ船はトルコですぐに差し押さえられ、トルコの船主は4月にトルコで、不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を開始した。これに対して、同年6月になり、キューバの船主は、トルコ船主の姉妹船をイングランドにおいて差し押さえて対物訴訟を提起した。そこで、トルコの船主がステイを求めるとの申立をした。原審である海事裁判所がステイを認めたのに対し、控訴院はこ

れを否定した。しかし、貴族院は最終的にそれを容認する。

[判決の要旨]

貴族院における Diplock 判事による判決の概略は次の通りである。原被告間で特定の事項に関する訴訟がすでにその紛争の解決にとっての「自然で適切な法廷 (natural and appropriate forum)」である外国裁判所〔本件の場合はトルコの裁判所を指す〕に係属しており、その外国での訴訟における被告が同一の事項について 当該訴訟の原告に対してイングランドで訴訟を提起しようとする場合、イングランドの訴訟における原告には次のことが要求される。すなわち、異なった国で二つの訴訟手続を遂行することによって増加する不便宜と費用とを正当化するためには、イングランド訴訟の原告が、彼からそれを奪うことが極めて重大な不正義を招くほどの個人的又は司法的な利点をイングランドでの訴訟においてのみ利用できることを、明確な証拠により客観的に証明できなければならない⁽³⁹⁾。本件ではそれがなされなかったので、原審の判事がステイを裁量により認めたことは正当である⁽⁴⁰⁾。

本判決において、Diplock 判事は Atlantic Star 判決以降の貴族院の一連の判決によりイングランドの「司法的自己中心主義 (judicial chauvinism) は司法的礼譲 (judicial comity) へと徐々に置き換えられ、それは、本上告に関連する法分野においてスコットランド法における不便宜な法廷の理論と同一になったと率直に認めるべき時が到来したと私が考える程度にまで到達した。⁽⁴¹⁾」と述べ、注目を集めた。

3 Spiliada 判決によるナチュラルフォーラムの理論的完成

イングランドの国際民事訴訟における管轄について、新たな包括的概念が必要とされているとの指摘は以前からなされてきた⁽⁴²⁾。正にそれに応えるべく登場したのが、Spiliada 判決が提示したナチュラルフォーラムの理論である。これを“forum non conveniens”の理論のイングランド法における継受ということもできるが、このラテン語表現自体は Goff 判事により誤解を招く危険性があると指摘されている。従って正確に表現すれば、スコットランド判例法にお

ける“forum non conveniens”理論の「実務的運用」が、イングランドに継受されたというべきである。ただ単に「不便宜な法廷」概念の漠然とした継受がなされたのではない点に特に注意する必要がある⁽⁴³⁾。それを他面から見れば、スコットランド法の知恵を借りつつ、イングランド法においても従来から徐々に意識されてきたナチュラルフォーラム概念に理論的一貫性を与える作業が、一応の完成を迎えたと理解することも許されよう。

(1) Spiliada 判決 (1987 年) の概要⁽⁴⁴⁾

以下ではまず、貴族院判決における Goff 判事の記述をたどりながら、事実関係を詳しく見ていく。そしてその上で、判決の理論をフォローすることにした。

〔事実の概要〕

上告人は、2万トン積みのバルクキャリアー（バラ積み船）Spiliada の船主であり、リベリア会社である。しかし、その会社の経営者達はギリシャ人である。被上告人 Cansulex は、カナダのブリティッシュコロンビア州で事業を営む硫黄販売業者である。船主は、インド会社の MMTC と航海傭船契約を締結して、バンクーバーからインドの諸港まで硫黄を運送する目的のために、Spiliada を傭船に出した。傭船契約書にはロンドン仲裁条項が挿入されていた。傭船契約書に従って Spiliada はバンクーバーに向かい、80年11月18日から25日にかけて硫黄の船積みを行った。硫黄は、fob 契約の売主である Cansulex を荷主として行われ、船荷証券は Cansulex に対して発行され受領された。従って、Cansulex は船荷証券上の荷主となっている。船荷証券の裏面約款の21条には「〔船荷証券が〕どこで発行されたかに関わらず、本船がイングランド国旗のもとで航海するかのごとく、イングランド法に従って解釈され、イングランド法の適用を受ける」との条項が規定されていた。硫黄は、80年12月29日から81年2月6日にかけてインドの複数の港において荷揚げされた。しかし船主は、硫黄が船積時に湿っていたために、Spiliada の船倉とタンクトップに激しい腐食とへこみを生じさせたとして主張し、Cansulex に損害賠償を請求した。船主は、航海時に船が建造されてから3年しか経っていないこと、そして航海前の船倉の様子

と航海後のそれとの違いを援用した。Cansulex の責任は、船荷証券により証明された運送契約に合体されたヘーグルールズ 4 条 6 項に基づく、荷主としての責任であった。それに加え、危険品を警告なしに積み込まないとする、イングランド法上の黙示の付随的条項 (Warranty)」違反も合わせて主張された。船主は、MMTC に対する仲裁の手続きをも、傭船契約書の仲裁条項に基づいてロンドンで開始した。また MMTC が、売買契約書中の仲裁条項に基づき、Cansulex に対する仲裁をロンドンで行う途も残されていた。

船主は、契約違反に関する損害賠償請求訴訟の準拠法がイングランド法であることを根拠に、R.S.C. Ord. 11, r. 1 (1)(f)(iii)に基づいて、ブリティッシュコロンビアの Cansulex に訴状を送達するための、裁判所の許可 (leave) を得た。Cansulex はそれに対し、裁判所の許可とその後の手続きの全てを取り消すことを求める申立をした。その申立は 84 年 10 月 26 日に、原審の Staughton 判事が取り扱うこととなった。申立の審理時に、Staughton 判事は、それとは別の、しかし非常によく似た内容の事件についての訴訟手続きを担当していた。その訴訟は Cambridgeshire と呼ばれるイングランド船に関するものであり、南アフリカのモザンビークへの運送のために、80 年 11 月から 12 月にバンクーバーで積まれた硫黄が、本船に損傷を与えたことについての損害賠償請求訴訟であった。その事件でも Cansulex は被告の一人となっていた。(この事件の被告は、傭船者と Cansulex を含む 3 つのカナダ会社である。)そして Spiliada の事件と同様、イングランド法を準拠法とするとの理由により域外送達を認められたため、イングランドでの訴訟手続に服していた。Cansulex は、82 年 9 月にこの許可を取り消すよう申立てた。Staughton 判事はその申立をも審理した。結論として、カナダ会社を、イングランド法を準拠法とする契約の当事者であるとするについて十分な理由がある事件であるので、域外への訴状の送達を認めることが適切な事件であると判示しこの申立を却下した。これに対し上訴はなされず、Cambridgeshire に関する訴訟は 84 年 10 月 15 日にイングランドで開始され、その訴訟手続をまたしても Staughton 判事が担当することになっていた。要するに Cansulex は、非常によく似た事実関係の二つの事件において、一方ではイングランドの管轄に服したにもかかわらず、他方では上告までして管轄を争ってい

たことになる⁽⁴⁵⁾。

また Staughton 判事の記録によれば、本件には15名にもものぼる法廷弁護士が関与し、審理期間は6ヶ月にもものぼるものと予測されたとされる。また、バンクーバー積みの硫黄が船に損害を与えた同様の事件が、その他にもカナダで審理されており、イングランドにも判決が未公表の事件などが存在するようであるとされた。

〔判決の要旨〕

以下では本判決中において、Goff 判事が中心的な理論を展開する部分をやや詳細に見ていく。

「管轄が権利として認められる事件」すなわちイングランの法域内で被告が訴状の送達を受けた事件について、被告はイングランドが不便宜な法廷であるとの理由でステイを申立てることができる。この原則は長くスコットランドで認められてきたが、イングランドでは Abidin Daver 判決により最近になって認められた⁽⁴⁶⁾。そしてこの原則の説明として、スコットランドの判例である *Sim v. Robinow* における Kinnear 判事の表現を引用する。

「他の法廷が有効な管轄権を有しており、その法廷において事件が、全ての当事者にとって、正義の目的のために、より適切に審理されることについて裁判所が説得されない限り、当該訴えをステイすることはできない。⁽⁴⁷⁾」

しかし、ラテン語の “forum non conveniens” という表現が適切にこの原則を表しているか否かにつき、Goff 判事は疑問を呈する。なぜなら問題は、その法廷が「便宜」であるか否かではなく、「適合性 (suitability)」又は「適切性 (appropriateness)」を有するか否かであるからである。このラテン用語はイングランドやスコットランドだけでなく、コモンウェルス諸国やアメリカ合衆国などで広く用いられている。従って慣用句としてそれを使うのが常識的であるかも知れないが、それによってミスリードされてはならない。最大の問題は、この用語の意味を「単なる実務上の便宜」と混同することであり、その危険はスコットランドの先例においても強調されている。そして Goff 判事は、貴族院がスコットランドの最上級審として、スコットランド法を適用し下した *Société du Gaz* 判決⁽⁴⁸⁾における複数の裁判官の見解を広範に引用し、不便宜な法廷の

概念を説明する⁽⁴⁹⁾。それら引用には、このラテン語の適切な訳は「便宜な法廷」ではなくむしろ「適切な法廷」であるとするもの、「正義の諸目的を確保するためにより便利で好ましい」法廷であるとするもの、そして Sumner 判事が引用した以下の説明部分が含まれている⁽⁵⁰⁾。

「誰も、原被告又は裁判所の便宜を別にして、便宜ということを考えることはできない。そして、これら三者の便宜は、判例が示すように、もしあるとしても僅かな重要性しか持たない。便宜であることを、いわば、正義の目的を確保するために好ましいと読めば、その理論の真の意味に到達すると私は考える。不便宜な法廷という言葉の目的は、正義の目的のためにより適した法廷を見つけることであり、そして、その法廷での提訴がそれら目的をより確実なものにするからより好ましいのである。」従って、Goff 判事は、便宜という言葉を避けて、「適切な法廷 (appropriate forum)」という言葉を使う方が賢明であると示唆する⁽⁵¹⁾。

Goff 判事は、Atlantic Star 判決により方向転換が示され、MacShannon 判決においてこの原則が初めて承認されたが、その時点で貴族院の意見に一致しない部分があったとする。そして MacShannon 判決において Diplock 判事が示したステイを認めるべき場合のリステイトメントを改めて取り上げる。「この著述部分は何度も後の貴族院判決において引用されてきた。しかしそうではあるが、Diplock 判事自身も、この著述が不変の法律を構成するものと見なしていたと、私は考えない。むしろ発展段階の初期における、暫定的な著述と見なしていたであろう。それには三つの理由がある。第 1 に Diplock 判事自身が後に、イングランド裁判所の管轄についての原告の『正当な個人的又は司法的利益』は決定的ではないと述べていること⁽⁵²⁾、そして第 2 に彼が、この点に関しスコットランド法とイングランド法との間の区別は最早存在しないと認めたこと⁽⁵³⁾である」として、スコットランドの判例を重視する必要性を指摘する⁽⁵⁴⁾。そして Trendtex Trading Corporation v. Credit Suisse 判決を参照し、被告の詐欺に関する訴訟において、他に当該訴訟審理のために適切な法廷（スイス）がある場合に、たとえステイを認めることが原告の重要な利益（イングランド手続法におけるより緩やかな証拠開示手続）を原告から奪うことがあっても、原審の裁判官が

裁量によりステイを認めたことを、貴族院判事が全員一致で肯定した事実を挙げる⁽⁵⁵⁾。

そして Goff 判事は、スコットランドの判例を含め、先例によって形成されたこの点についてのコモンローについて次のような包括的な整理を試みる⁽⁵⁶⁾。

(a) 基本原則は、「他に完全な管轄権を有する利用可能な裁判所が存在し、その訴訟の審理のために適切な法廷であること、すなわち、そこにおいて当該事件が全ての当事者及び正義の諸目的にとって、より適切に審理することができることについて、裁判所を満足させた場合にのみ『不便宜な法廷』を理由としたステイが認められる」ことである。

(b) 一般には、裁判所にステイを認める裁量を行使すべきことを求める被告が証明責任を負う⁽⁵⁷⁾。しかし、他に利用可能で、表見的に適切な法廷があることにつき、被告が一応の証明をすれば、証明責任は原告に移り、今度は原告が、それにもかかわらずイングランドで訴訟することが正義にかなう特殊事情があることを証明しなければならない。

(c) イングランドに権利としての管轄が認められる場合〔裁判所の許可による管轄外の送達に基づくものではなく、管轄内で送達が行われ裁判管轄が発生した場合〕、被告は単にイングランドがナチュラルフォーラムではないことだけでなく、他に「明らかに又は際だってより適切な法廷」があることをも証明する責任をも負う。このように、権利としての管轄がある場合とそれ以外の場合とで差を設けることにより、法律上の整合性を保つことができる⁽⁵⁸⁾。

(d) 当該訴訟についての法廷の適切さを決定するため、裁判所は、その法廷を好ましいものとする諸要素を考慮しなければならない。MacShannon 判決において Diplock 判事は「実質的に、より便宜かつ安価に」他の法廷で正義がなされることを要素とした。しかし、今やイングランドとスコットランドの原則は同一視できるのでから、便宜という表現が伴う誤解の危険性を考慮し、むしろナチュラルフォーラムを「当該訴訟と最も現実的で実質的な連結を有する」法廷であるとするところの、Abidin Daver 判決⁽⁵⁹⁾における Keith 判事の意見を採用すべきである⁽⁶⁰⁾。従って裁判所が第1に見るべきものは、この意味における連結点であり、それらには、単に便宜性や費用に影響を与えるものだけでは

なく、取引に関する準拠法や当事者各々の住所や営業所も包含される。

(e) 裁判所はこの段階において、当該訴訟審理に関して、他に利用できる「明らかにより適切な法廷」が存在しないとの結論に達すれば、通常ステイは拒絶されることになる。

(f) もし裁判所がこの段階で、表見的に当該訴訟審理に関して明らかにより適切な法廷が存在するとの結論に達すれば、ステイは通常は認められることになる。ただし、それにもかかわらず、正義の観点からステイを認めるべきではない状況があれば別である。裁判所はこうした状況を調べるに当たり、当該事件の全ての状況を考慮することになろう。それらは、他の管轄との連結点を判断する際に考慮に入れたものよりも広範に渡る必要がある。そうした要素の一例として、原告が外国の管轄において正義にかなった解決を得ることができないことを、明白な証拠により客観的に証明した場合が考えられる。こうした場合に証明責任は原告に移転する⁽⁶¹⁾。

以上の整理によって、Goff 判事は、MacShannon 判決における Diplock 判事が示したリスティメント中の「便宜」という言葉を捨て、ナチュラルフォーラムを「当該訴訟と最も現実的で実質的な連結を有する」法廷と定義することをイングランドコモンローの立場として確認し、その実務的運用の全体像を明らかにするという偉業を成し遂げた。

(2) 二重の基準の意味するもの

Goff 判事の理論では、ナチュラルフォーラムを定める基本原則として「適切な法廷⁽⁶²⁾」の概念が用いられ、例外として「正義」の基準が用いられる。この「適切さ」と「正義」との明確な区別が、Goff 判事の定式の特徴であり長所であろう⁽⁶³⁾。判断の順序として、まず法廷の適切さが判断され、その後に正義によって要請される例外的事由が検討されることになる。

それではナチュラルフォーラム理論の例外となる正義とは具体的には何を指すのであろうか。この点につき Goff 判事は、Abidin Daver 判決における Diplock 判事の意見⁽⁶⁴⁾を参照する。そこで Diplock 判事が挙げのは「思想的・

政策的理由」「司法の未経験及び非効率」「裁判所の運営における行き過ぎた遅延」「適切な救済の利用不可能」である。しかし特に最後の点につき Goff 判事は慎重である。「イングランドより損害賠償額が低い」「ディスカバリーの手続が整備されていない」「遅延利息が与えられない」等の諸点は、通常はこの「正義」の基準においてはステイを免れる例外事由にはならないとする⁽⁶⁵⁾。従って正義の要請による例外の範囲は、決して広くない。しかし、より適切な法廷ですでに請求権が時効にかかっている場合において、原告がイングランドでの訴訟に関し合理的に行動し、かつより適切な法廷において訴訟を開始できなかったのが不相当でない場合には、イングランドでの訴訟を認めるか又は外国訴訟での時効の利益を放棄するよう被告に要求すべきであるとする⁽⁶⁶⁾。

この正義の基準について具体的な判断が示された最近の貴族院判決として Lubbe 判決⁽⁶⁷⁾がある。この事件では南アフリカの会社で働いていた多くの労働者が、会社はアスベストの危険性を知りながら適切な措置を執らなかったため人身侵害を被ったとして、イングランドにある親会社に対しイングランドで訴えを提起した。この判決で貴族院は次のような判断を示す。被告は Spiliada 判決における Goff 判事の定式に従い、南アフリカが適切な法廷であることを証明した。しかし、こうした複雑な集団訴訟を手際よく効率的に扱える法律家や専門鑑定人等の利用が必要とされるにもかかわらず南アフリカではそれらを得られないことは正義の否定に等しこと⁽⁶⁸⁾、そして訴訟扶助や弁護士費用の成功報酬性などを南アフリカで利用できる確たる証拠が示されていないこと、を理由として被告によるステイの申立を却下しイングランドでの訴訟の継続を認めた。つまり、ナチュラルフォーラムが南アフリカにあるとした上で、正義の基準によりステイを拒否したわけである。

(3) 「現実的で実質的な連結」を考慮するためのファクター

Spiliada 判決の理論を適用するに当たっては、正義基準による例外の範囲が比較的狭いため、「現実的で実質的な連結」を判断するために考慮される諸要素の比較衡量が最も重要な問題となる。Spiliada 判決における Templeman 判事の意見によれば、それら要素は非常に多数から成り、特定の事例でそれらをどの

ように比較衡量すべきかにつき、先例が明確なガイダンスを与えることはないとする⁽⁶⁹⁾。Spiliada事件では、カナダにおけるよく似た事例に関する Roselin 判決で、荷送人は運送契約の当事者ではないとの解釈が採用されたため、荷送人はこの解決を好んだであろう⁽⁷⁰⁾。また出訴期限のより短いブリティッシュコロンビアを荷送人は好んだであろうが、船主側はその反対であろう⁽⁷¹⁾。しかしその他にも様々な要素が複雑に絡み合うため、イングランドと他の法廷との適切さについての判断は「優れて事実審の裁判官が扱うべき事項」であり、イングランド商事裁判所⁽⁷²⁾の判事はそうした事柄について極めて豊富な経験を有する、とする⁽⁷³⁾。

こうした意見の中にイングランド法の根本的な感覚を見ることができる。この比較衡量は非常に重要な問題ではあるが、個別事例に応じたものであるため、ファクターの抽出とその衡量を厳密に定式化すること自体に本来大きな限界が存在する。またあまりに類型化を急ぐことは、せっかくのナチュラルフォーラム理論の長所を減殺する危険性を有する。これは正に、判例の蓄積による経験と知恵の集積を待つべき問題の典型である。従って、以下では Beaumont によって整理された「法廷の適切さ」を判断する際の諸要素を概観するに止める。

Beaumont は次の 11 の要素が存在することを指摘する⁽⁷⁴⁾。すなわち、1. 準拠法、2. 国際的多重訴訟状態、3. 証人の便宜、4. 当事者の便宜、5. 紛争と法廷との現実的で密接な連結、6. 当該訴訟が消極的確認の訴えであるか否か、7. 第三者及び複数の被告との関係、8. 関連訴訟の存在⁽⁷⁵⁾、9. 既判力、10. 公序、11. 出費と時間、である。こうした要素は、自国の管轄を否定する際の「特段の事情」として「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適性・迅速を期するという理念に反する」ことを基準とする日本の判例法の立場⁽⁷⁶⁾からも、それほど違和感のないものが多い⁽⁷⁷⁾。

ここでは紙幅の関係で準拠法についてのみ取り上げて検討する。日本の国際私法学の支配的立場から恐らく最も反感が強いのは、準拠法を管轄判断の一つの考慮要素とすることであろう⁽⁷⁸⁾。イングランドでは、準拠法はいくつかの事件の管轄判断において非常に重要なファクターとなった。Spiliada 判決においても用いられた RSC Order Rule 1 (1)(f)は、域外への送達許可の要件の一つとし

て、準拠法がイングランド法であることを明示していた⁽⁷⁹⁾。つまりイングランド法が準拠法であることは、域外送達を認め例外的な管轄を発生させることを肯定するための基本的な考慮要素として、明確な位置づけが伝統的に与えられていることになる。準拠法がイングランド法であることが明らかに重視された判例はこれまでにかなり見られる⁽⁸⁰⁾。また当事者が準拠法を合意により選択している場合にも、それはナチュラルフォーラムを判断する重要な客観的要素となる⁽⁸¹⁾。

ナチュラルフォーラム理論は、根底的な認識として、当該事件にとってのナチュラルフォーラムがその法廷地法を適用して紛争を解決することを、国際民事訴訟における原型であり「理想型」とであると見ていい。従って準拠法として外国法が適用される場面は、むしろ例外的処理としての位置づけがなされることになろう。さらにイングランドにおいて、外国法の主張立証が当事者に委ねられていることを考慮に入れば⁽⁸²⁾、準拠法選択という方法が、国際的要素を有する民事紛争の解決にとって、法廷の決定プロセスに従属した、国際民事紛争処理の限定された一部分のみを担う補助手段としての地位しか有していないことが自ずと明らかになるように思われる。他にも議論すべき考慮要素は多いが、ここでは紙幅も尽きたので、さらに詳しい検討は将来の課題とする。国際的多重訴訟状態については、次章において検討する。

4 国際的多重訴訟状態⁽⁸³⁾への対応

日本の国際私法学説には、独立した議論対象として国際的多重訴訟状態を切り取り、その範囲で対応策を議論する立場を採用するものが多い。これに対しイングランドのコモンローは、外国において同一当事者間で同一事項について訴訟が係属している事実のみに着目した、特別な取り扱いはしない立場である。もちろんその事実自体はナチュラルフォーラムを判断する際の一考慮要素となりうるが、それ以上の位置づけは与えられない。Abidin Daver 判決における Diplock 判事の意見からも明らかなように、ナチュラルフォーラムである外国ですでに同一訴訟が係属している場合に、原被告逆転型の第二訴訟をイングランドで提訴するには「原告が、彼からそれを奪うことが極めて重大な不正義を

招くほどの個人的又は司法的な利点をイングランドでの訴訟において利用できたであろうことを、明確な証拠 (cognitive evidence) により客観的に証明できなければならない⁽⁸⁴⁾」とし、外国裁判所の管轄権行使に対し、イングランドがナチュラルフォーラムである場合における自国の管轄とほぼ同様の尊重を与える。こうした場面でもナチュラルフォーラムであるか否かが判断の決め手として使われるわけである。しかしこの立場は、訴訟の先後を決定的な基準としない点で、連合王国も締約国となっているブラッセルズ条約（現在のブラッセルズ I 規則）及びルガーノ条約における多重訴訟規律とはある意味で対照的な立場である。後者においては「先手優位」のルールに基づく明確な規制方法が採用されており、それとの整合的な説明をどのように行うかは、イングランド法にとっての重要な課題として残ることは否定できない⁽⁸⁵⁾。

それでは Abidin Daver 事件とは反対に、ナチュラルフォーラムがイングランドにあるにもかかわらず、それ以外の法廷での訴訟が先行した場合、イングランド法はどのような対応を示すのであろうか。Abidin Daver 判決からの理論的帰結として、イングランドで原告逆転型の訴訟が提起されても、イングランドがナチュラルフォーラムである限り、イングランド訴訟のステイを求める申立が却下されることは明らかであろう。

しかしイングランド法は、さらに攻撃的な「外国訴訟差止 (Anti-Suit Injunction)」という衡平法上の救済方法を有している。この救済方法の歴史は 17 世紀に遡り、衡平法裁判所が当時別個の裁判所であったコモンロー裁判所に一方の当事者が提訴することを差し止めるコモン・インジャンクションと呼ばれる救済方法に端を発するものとされる⁽⁸⁶⁾。かつてはステイと表裏一体を成すものとして、同一の要件のもとでとらえられていた。しかし、Spiliada 判決がステイの要件を緩和したのに伴い、外国訴訟差止の要件も同様に拡張する危険性を抑えるため、枢密院司法委員会の Société Nationale Industrielle Aérospatiale⁽⁸⁷⁾ 判決において、Goff 判事は国際礼譲を重視しその認められる範囲が狭める意見を明らかにした。以下では、その流れを汲み、外国訴訟差止についての一応の理論的完成をもたらした貴族院の Airbus 事件判決を取り上げ、その理論を整理する。

(1) Airbus 判決 (1999 年)⁽⁸⁸⁾

[事実の概要]

1990 年 2 月 14 日にインドのバンガロール空港で、エアバス A-320 が着陸時に墜落した。死傷者の中には、インド系で連合王国籍を有するロンドン在住の二家族が含まれ、その代理となった 6 名がイングランドでの訴訟における被告である。インドの刑事裁判所は墜落の原因をパイロットのミスにあると認定し、92 年 2 月に被告はインドでパイロットの雇用者と航空管制局を相手取り訴訟を提起した。パイロットの雇用者に対する訴えについては 92 年 3 月 6 日に和解が成立した。被害者らはさらに、92 年 2 月にテキサスにおいて、フランスで航空機を設計し組み立てた原告(被上告人)を含む複数の当事者を相手に訴訟を開始した。テキサスで訴訟することには様々な利点があり、テキサスには *forum non conveniens* の原則も存在しなかった。バンガロールでの訴訟において、裁判官は 95 年 4 月 22 日に被告のテキサスでの訴訟を抑止することを目的とする外国訴訟差止を含んだ判決を下した。原告はさらにインド・バンガロールの判決を執行する手続きをイングランドの裁判所で行い、テキサスでの訴訟は正義に反しており「困惑的又は威迫的」であると主張した。一審が判決の執行を拒絶したのに対し、控訴院はこれを認めたため、貴族院への上告がなされた。

[判決の要旨]

貴族院判決の理論の概略は次の通りである。一般則として、イングランド裁判所が外国裁判所での訴訟を差し止めることは、イングランドの法廷がそうした介入を正当化するだけの十分な利益と関連性を当該問題について有する場合を除いては、国際礼讓の理論に反する。本件では、イングランドが当該事項に利益を有せず、またインドの管轄を強制するように求められているわけではない。従って、被告のテキサスでの訴訟を抑止する外国訴訟差止をイングランドが認めることは、本件紛争のナチュラルフォーラムであるインドが原告に効果的な救済を与えず、またテキサス法が *forum non conveniens* の理論を有さないためにテキサスでの訴訟が威迫的であるとされるとしてもなお、国際礼讓と相容れない⁽⁸⁹⁾。

Airbus 判決は、インドの裁判所による外国訴訟差止の承認執行がイングランド裁判所に求められた特殊な事実関係の事例であり、Goff 判事がそこで展開する外国訴訟差止についての一般理論は傍論 (obiter) であると読むのが厳密であろう。しかし最近の貴族院判決に与えられた地位から考え、Goff 判事の意見は先例に等しい影響力を持つことは十分に予測される。Goff 判事は、イングランドと他国の法廷との関係が選択的な関係にある事例すなわち「選択的法廷事例 (alternative forum cases)」について次のような解決を提示する。(「選択的法廷事例」とは、本件のようにイングランドとテキサスの両方が、当該訴訟と最も関連性のある二つの法廷であるような場合である。これに対して、当事者間の関係がイングランド一国に集約されるにもかかわらず、一方が外国で訴訟を提起しようとする場合を「単一法廷事例 (single forum cases)」と呼んで区別する。単一法廷事例の場合には国際礼让の問題は生じないので、より容易に外国訴訟差止を認めてよいとする⁽⁹⁰⁾。) Goff 判事は Société Nationale Industrielle Aerospatiale 判決⁽⁹¹⁾を引用し、イングランド裁判所はこうした場合の一般原則として、自国がその紛争解決にとってのナチュラルフォーラムであるとの結論に達しなければならないと指摘する⁽⁹²⁾。そしてさらに、国際礼让の考慮がなされなければならないとする。また、選択的法廷事例の解決のためのナチュラルフォーラムの決定方法は、Spiliada 判決の定式と同一であると考えようである⁽⁹³⁾。Goff 判事は結論部分において次のように述べる。

「私の意見では、独立した諸法域から成り立つ世界において、たとえ間接的なものでも⁽⁹⁴⁾、ある法域の裁判所 [イングランド] が外国の裁判所 [テキサス] の管轄権行使に干渉することを、第三の法域 [インド] がそのことで影響を受けるにもかかわらず干渉する力を有しない事実によっても、正当化することはできない。基本原則として、利害関係を有する法域の裁判所 [インド] のみが、その事柄に対し行動することが許さる。そして、その裁判所 [インド] がそうするに無力であっても、そのみで他の法域の裁判所 [イングランド] がその代わりに行動することを正当化することはできない。それが、不便宜な法廷の原則が英米法圏で広く受け入れられているにもかかわらず、それを採用しない法域 [テキサス] の行き過ぎを、外国訴訟差止による救済を用いることで制約

しようとするシステムの限界を成す。⁽⁹⁵⁾」

外国訴訟差止に関し、ナチュラルフォーラムはその決定のみで結論を導くことのできる概念ではないが、ここでも極めて重要な役割を与えられていることは明らかである。

5 ブラッセルズ＝ルガーノ領域との区別

以上では、事実関係をも含めてかなり詳しく各判決を見てきた。それはナチュラルフォーラムの判断が、具体的な事件における事実状況のニュアンスに反応するための理論であるからである。そして以上で取り上げた諸事件における判断過程及び結論のほとんどは、それぞれの事実状況において妥当なものとして、私達にも自然に受け入れられるものであったように思われる。裁判所の「裁量」が前面に出るため、日本法の感覚として、ナチュラルフォーラムを中心とした規律方法を法理と呼ぶことは不自然な印象を与えるかも知れない。しかしそこにおける裁量の要素は、国際民事紛争を取り巻く複雑で不確実な事実状況に適切に反応するための最低限のオープンスペースの確保を目的とする。それは、現実の厳しい制約の中で一国家の裁判所が、正義を促進するのに少しでも役立つ方策を真剣に講じようとした場合に不可欠のものといっても過言でない。

国際民事紛争を取り囲む法的環境と一国の裁判所との関係をごく単純化して考えてみることにしよう。ある裁判所が、その属する国の民事手続法に従い、独立した立場で国際民事訴訟と向き合う場面において、その対応方法は1) 管轄の容認、2) 管轄の拒絶、3) 管轄を一応認めた上でのステイ、4) 独立の立場で行使しうる外国訴訟の妨害、の四つに基本的に集約される。ある国際民事事件に関係を有する、独立して行動する複数の法システムが存在並立する中で、その中の一法システムとして正義を促進するため何ができるかを真剣に考えたときの、この四つの対応策を組み合わせる用いる最も洗練された対処方法が、現在イングランド及びスコットランドで取られているナチュラルフォーラムの法理であると要約することが、やや乱暴ではあるが可能なように思われる。そこにおける裁量の要素は、周囲に存在する外国裁判所が有する別々の管轄規

則に両当事者の選択が結びついて生み出される複数選択肢の様々な組み合わせがもたらす複雑性を考慮したとき、事前に予測不可能な状況の展開に対応し、そうした厳しい制約の下でも可能な限りの正義実現を計ろうとする、イングランド法の執念に似た真剣さを示すものと理解することもできる。これを法理というよりも、国際民事訴訟を取り囲む不確実性と向き合うための「司法戦略」と表現する方がむしろ誤解が少ないかもしれない。それでは、孤立して動く一国家の裁判所としての司法戦略であるナチュラルフォーラム理論は、ブラッセルズ＝ルガーノ領域が採用する統一的管轄規則を推進する司法戦略とは、どのような関係にあると理解されているのであろうか。以下ではこの点につき、Airbus 判決において Goff 判事が述べるところ⁽⁹⁶⁾を参照しながら検討したい。この部分に関する Goff 判事の意見は極めて多くの示唆に富んでいるので、やや冗長となることを承知で訳出する。

「この法分野は法域間のクラッシュの解決に関わっている。現在の世界において、この問題に対し二つの異なったアプローチが出現している。一方はヨーロッパの大陸法の諸法域と結びつくものであり、他方はコモンロー圏と結びつくものである。それらは何れも、異なった法の歴史の成果であると同時に、こうした意見の範囲を超えた文化の違いをある程度まで反映している。欧州大陸における欧州共同体の初期の段階では、同じ共同体の構成国間でのこのようなクラッシュは避けるべきことが根本的要請であると見られた。傑出した学者達が発展させた一つのシステムが、『民商事における裁判管轄及び判決承認執行に関するブラッセルズ条約（1968年）』として具体化され、その下において、管轄は明確に定義された規則に従い割り当てられた。このシステムはその目的を達成したが犠牲をも伴った。犠牲とは硬直性であり、硬直性は不正義をもたらしうる。わが国の裁判官達は、連合王国内の法域と構成国との間だけではなく、連合王国内の三つの法域間においてもこのシステムを忠実に実施し、時として歓迎できない実際上の結果を受け入れなければならなかった。それは主として、この条約の主目的が共同体構成国の法域間のクラッシュをなくすことを確実にすることにあったからである。コモンロー圏において状況はその正反対である。それは言うなれば、世界中に存在する、個々的で広範に渡る法域のジャングル

として存在する。イングランドでは、例えば被告の管轄内における所在によって、そしてある種の特定の（しかし広範に描かれた）状況において、管轄外の被告への送達の権限によって、管轄が確立される。しかしコモンローにおける管轄の潜在的過剰性は、不便宜な法廷の原則の採用により一般的に制約される。それは裁判所が、他の明らかにより便宜な法廷のために、訴訟手続をステイ（又は却下）する自己否定的な命令である。この原則はブラッセルズ条約の締約国間には適用がないが、スコットランドに端を発するようであり（恐らく一つには、スコットランドにおける被告の動産差押に基づく過剰な管轄権を制約するためであろう。…）、主としてアメリカ合衆国で発達してきた。しかし貴族院の *Spiliada* 判決においてイングランドの法原則として受容されて以来、コモンロー圏全体に渡って受け入れられた。それはニュージーランドにおいて、そして若干の変形を伴うがオーストラリアにおいて、カナダにおいて、そして本訴訟が例示するようにインドにおいて顕著である[引用された各国の判決は省略]。それはまた日本において採用されているようであることは興味深い。日本法システムはドイツ法に大きく影響されてきたものである⁽⁹⁷⁾。[……]この原則は、不適切な法域に提訴された事件に向けられるものである。そしてコモンロー圏の諸法域間のように、それら事件がその解決にとって適切な法域においてのみ提訴されることを確保しようとする。従ってこの原則の目的は、ブラッセルズ条約の根底にあるものとは異なる。この原則は、法域間の全てのクラッシュを回避することを目標とはできない。そして確かに、異なった法域での並行訴訟は、そのこと自体のみによって受容できないものとは見られていない。その意味においてこの原則は、不完全な武器と見るのが可能である。しかしそれは柔軟かつ実践的であり、それが効果を有する場面において実践的な正義を導く結果を生み出す。しかしながらそれは、当該国家がこの原則を任意に採用するか否かに依存している。そして本件が示すように、ある国がこの原則を採用しなければ、この原則の普遍的採用が成し遂げうるデリケートなバランスはその範囲において崩壊することとなろう。」

Goff 判事とはほぼ同様の見解は、スコットランドの優れた国際民事訴訟法の研究者である Beaumont によっても指摘されている。彼によれば、ブラッセルズ

条約（現ブラッセルズⅠ規則）のような硬直的な管轄規則は、それがほとんど自動的な承認執行に直接的に結びつけられるという条約の背景状況においては必要であり受け入れられるべきものと言えるかもしれないが、そうした精密な枠組みを欠いている状況下では、「早い者勝ち」の濫用を激化させるため許されるべきではないとする⁽⁹⁸⁾。そしてナチュラルフォーラムの理論が損ないうる「予測可能性と確実性」は、逆に、明確な管轄規則がもたらす、消極的確認訴訟をも含めた、被告にとって極めて不便な法廷での提訴の先手争いに拍車をかける危険性緩和のため、道を譲るべきであるとする⁽⁹⁹⁾。すなわち、常に既定の管轄規則通りに実務を運用すれば、極めて多様な具体的事例における諸状況との関係において、過剰管轄を容認する危険性が高まり、その状況を早い者勝ちを自動的に認める単純な多重訴訟規制の規則⁽¹⁰⁰⁾に結びつけることは、余りにも多くの不正義を許すことになるとする⁽¹⁰¹⁾。

6. おわりに

以上において、ナチュラルフォーラム理論を中核としたイングランドのコモンローにおける国際民事訴訟規則の理論構築を見てきた。その根底にあるのは、国際民事紛争の解決は一つのナチュラルフォーラムがその法廷地法に従った訴訟により為されるのが最も望ましいとする、極めてシンプルで実践的な国際私法像であるといえよう⁽¹⁰²⁾。現実の国際的な私法環境下において、国際的民事紛争の当事者は、多かれ少なかれ独立性を有する複数の法システムの挟間に、否応なしに置かれることになる。それぞれの法システム間における協調関係の有無、強弱、そしてその性質は、それら法システムの個性や組み合わせによって大きく異なる。つまり単に国際民事紛争といっても、それらを取り囲む法環境は事例毎に千差万別であり、予めそこで生じうる全ての問題に上手く対処できるルールを、一国の司法制度が独自の判断のみに基づいて組み立てることは不可能といってよいであろう。

また多くの民事訴訟において、紛争当事者のどちらが原告となり被告となるかは、かなりの程度まで偶然に左右される。紛争当事者は状況により、潜在的に原告被告のどちらにもなりうる。また、被告とされた側から見れば「言いが

かり」としか言いようのない訴訟に巻き込まれることも少なくない。そうした不確定要因が国際民事紛争を取り囲む複雑な法環境と結びつくことで、様々な錯綜した裁判管轄についての選択肢が当事者間に生じうる。そうした選択権の行使を偶々原告となった者に常に全面的に委ねる立場が、多くの不正義を生じうることは容易に推測できよう。全てのそうした局面について、どう対処すれば正義にかなうのかを事前に予測し明確な規則を設定することは不可能に近い。

こうした状況が生み出す複雑性を縮減する極めて有効な手段として、当事者による合意⁽¹⁰³⁾を最大限の尊重とすることが考えられる。両当事者がその法廷で訴訟を行うことに異議がなければ、現在世界的に見ても、それを尊重すべきことに大きな異論はない。従ってナチュラルフォーラム理論は、どちらかが管轄を争った場合にその調整のための法理としての位置を有する。

日本では、紛争の法的性質を根底的な基準として、国際裁判管轄規則を議論することが多い。しかし以上の分析から明らかなように、ナチュラルフォーラム理論を発展させ洗練させてきた諸判決は、事実関係においても争点の法的性質から見ても、極めてバラエティに富んだ事件であった⁽¹⁰⁴⁾。この事実は重要な示唆を含んでいるように思われる。すなわち国際裁判管轄を論ずるときに、紛争の争点を性格付ける実質法の概念が、国際裁判管轄のルールを画定するための基準としてどこまで有効なものであるかという、極めて根本的な疑問である⁽¹⁰⁵⁾。ナチュラルフォーラムを探求する過程で、当事者間の衡平が保たれるか、その法廷が当該事件を扱うことが正義促進の目的から適切であるか、そして関連訴訟との関係で適切に紛争を処理できるか、などが中心的な考慮要素となっていた。つまりそこでは、日本の土地管轄規則において特別裁判籍を定める契約や不法行為といった事件の法的性格とは直接関係しない要素が、ナチュラルフォーラムの決定において非常な重要性を有する⁽¹⁰⁶⁾。しかしこの点については問題意識の提示に止め、本格的な検討は将来の課題とする。

イングランドのコモンローは国際民事紛争がおかれた現実的法環境を正面から見据えてきた。そして、孤立した法システムに属する裁判所が、他国の法廷の選択をも含めた複雑な多くの選択肢に取り囲まれて訴訟を遂行する国際民事訴訟の当事者達を、最も実質的かつ合理的にコントロールするための司法政策

としてナチュラルフォーラム理論へと辿り着いたといえよう。さらにそれは *Spiliada* 判決の登場によって、孤立した司法制度がソロプレーヤーとして行動する場合の、ほぼ完成形としての姿を出現させた。しかも *Goff* 判事が指摘するように、同様の方策を採用する法システムが増加し徐々に判例等の情報交換について相互交流が進めば、この分野における国際的なコモンローとも表すべきものを出現させる潜在的可能性を有する。そしてそうした効果は、すでにアングロコモンウェルス諸国間で現れつつある。

以上の理解に大過がないとすれば、ナチュラルフォーラム理論は、ブラッセルズ＝ルガーノ領域のような緊密な多国間の司法協力制度内に組み込まれることなく、孤立した法システムとして国際民事紛争に取り組んできた日本においても、極めて適合的な方法として十分に参考に値するものといえよう。わが国における近時の国際裁判管轄に関する判例法が、民事訴訟法の具体的な土地管轄規則に拘泥せず「特段の事情」の考慮を全面に押し出しつつあるように見えることは、*Goff* 判事が *Airbus* 判決中で指摘したように、日本法がナチュラルフォーラム的な発想に目覚めつつあることを示すものと理解することも不可能ではないと思われる⁽¹⁰⁷⁾。そしてこうしたわが国の判例の方向性は、より広く理解され、より強く支持されるべきものであるように筆者には思われる。

- (1) 本稿の大部分は、2003年5月から8月にかけてのスコットランドアバディーン大学における在外研究中に書かれたものである。大学が大変に多忙な時期に快く海外に送り出してくれた神戸大学法学研究科の同僚諸氏、そして研究費を提供していた神戸大学六甲台後援会に対して心よりの謝意を表する。また、アバディーンにおいて客員研究者としての受入れの便宜をはかっていただいただけでなく本研究について貴重なコメントをいただいた Paul Beaumont 教授、研究環境の確保や住居の手配などについて親切にお世話いただいた秘書の Maureen Mercer さんに対しこの場を借りて御礼申し上げる。また、日本における先行業績の参照が十分でない点は、本稿がそうした環境下で書かれたものであり、また連合王国の国際私法の展開を専ら扱うものである点をもって、読者の宥恕と理解とを乞う次第である。当然ながら、本稿の含みうる誤りは全て筆者個人の責任である。
- (2) 本稿の最も重要な基礎資料は、国際裁判管轄に関するイングランドの諸判例である。また研究者による論説〔教科書・体系書を除く〕としては、主として以下のもの

のを参照した。

Beaumont, P, 'Great Britain', in *Declining Jurisdiction in Private International Law* (Clarendon Press, 1995) ; Harris, J and McClean, D, 'The Conflict of Laws', in *Law's Futures* (Hart, 2000) ed. by Hayton, D ; Nygh, P, 'Declining Jurisdiction under the Brussels I Regulation 2001 and the Preliminary Draft Hague Judgment Convention: A Comparison', in *Reform and Development of Private International Law* (Oxford UP, 2002), ed. by Fawcett, J ; Bell, A, *Forum Shopping and Venue in Transnational Litigation* (Oxford UP, 2003) ; Briggs, A, 'Choice of choice of law?', *LMCLQ* 12 (2003).

わが国の文献として、岡野祐子『ブラッセル条約とイングランド裁判所』(阪大出版会・2002年)。

- (3) 本稿では, forum (non) conveniens の訳語として「(不) 便宜な法廷」という言葉を用いることにする。Briggs の最近の論文 [Briggs, supra note (2)] では, 自国の管轄を否定するための「不便宜な法廷 Forum Non Conveniens」という言葉ではなく, むしろ, それを中心として国際民事訴訟を扱う枠組みを構成する「便宜な法廷」という言葉が意図的に使われている。また, 便宜不便宜は, 単に地理的な考慮だけで決まるものではないため「法廷地」ではなく「法廷」という言葉を本稿では用いる。

米国合衆国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理は, 法廷の「便宜」のために管轄を拒絶する法理としての側面が強く, 特に「便宜な法廷」の確定がその適用の前提とされるのに対して, イングランド法 (あるいはアングロ=コモンウェルス法) のそれは, 管轄の確定, ステイ, 外国訴訟差止, 外国判決の承認などを統合的に扱うための中心的概念として用いられている。

- (4) 管轄合意を最も優先するのは, コモンローの基本的な考え方である。Briggs, supra note (2), at p. 13.
- (5) フェアでない合意は当然に規制の対象となり, それは特に, 国際消費者契約の約款使用などで重大な問題を生じている。しかし, この点は本稿の考察範囲からは外すことにする。
- (6) Briggs, supra note (2), at p. 13. また Airbus 判決 ([1999] 1 A.C. 119, 131-133) において Goff 判事が明確に指摘するところである。この点について, 日本の国際私法学の理解はまだ不十分であるように思われる。
- (7) 「便宜な法廷」「プロパーフォーラム」「ナチュラルフォーラム」「適切な法廷」等の用語は, 基本的には同じ意味で用いられていると解される。しかし個々の文章においては, 例えば伝統的慣用的には「便宜な法廷」, 内容を厳密に示す場合には「適

切な法廷」,そして最も一般的には「ナチュラalfォーラム(又はプロパーフォーラム)」という言葉が用いられているように見える。こうしたほぼ同内容の用語が並立するのは,それらが判例の蓄積の中で徐々に生成されたものであり,しかもスコットランドからイングランドへと移植された経緯もあるため,トップダウン的な方法で画一化に定義するのが困難であったためと推測する。

- (8) *Société du Gaz* 1926 SC (HL) 13, 20. Bell, *supra* note (2), at para. 3. 83. イングランド法の革新において,このスコットランド法に関する判決は絶大な影響力を有することになる。この判決に関し注意すべき点がある。本判決はスコットランドに係属した事件の上告審判決のため貴族院が担当しているが,そうした場合に貴族院は,あくまでスコットランド司法制度の最上級審として,スコットランド法に従って判決を下すということである。従ってスコットランド法の継受とは言うものの,貴族院レベルでとらえれば,大先輩の裁判官が偶々スコットランド法の事件を扱った判決に過ぎず,イングランドがそれを先例として受け入れることの心理的障碍は小さいと言えるであろう。(スコットランドの司法制度について拙稿「スコットランド法: Mixed Law がもたらす豊かさと混迷」比較法研究 60号 93頁以下(1999年)参照。)
- (9) この近時の四判決は全て後に取り上げる。また有名な *Boys v Chaplin* 判決([1971] AC 356)においても, Pearson 判事がこの用語を用いている。
- (10) [1987] 1 AC 460, 474.
- (11) 岡野・前掲注(2)所収の各論文参照。
- (12) 何故なら, ナチュラalfォーラムとは個別具体的な事例毎の諸状況を考慮して判断されるものだからである。
- (13) オクスフォード大学の研究者である。イングランドにおける国際裁判管轄の研究で高い評価を得ている。
- (14) Briggs, *supra* note (2), at p. 12.
- (15) 裁判所の命令による,再開があり得ることをも含んだ,訴訟の中断のことである。日本法に対応概念がなく,中断や中止という訳語では誤解を招く恐れがある。それ自体英米法独自の概念であるため,カタカナが増えて見苦しいがそのまま「ステイ」という表現を使うことにしたい。
- (16) Briggs, *supra* note (2), at p. 12.
- (17) Id.
- (18) こうした状況は,イングランドでは最近の不当利得法の再編成において生じたことは,記憶に新しい。法律関係者の集中力と社会に対する責任感との表れと理解することができよう。拙稿「連合王国の不当利得論争について」関大法学論集 46 卷

4・5・6合併号121頁以下(1997年)参照。

- (19) Bell, *supra* note (2), at para. 3. 73.
- (20) St Pierre v South African Stores [1936] 1 KB 382.
- (21) Spiliada 判決に至るまでの説明は Bell, *supra* note (2), at para. 3 において詳述されている。また、岡野・前掲注(2) 45 頁以下参照。
- (22) Bell, *supra* note (2), at para. 3. 74. それは 1948 年の Chaney v Murphy ((1948) 64 TLR 489) においても確認されている。
- (23) Id.
- (24) 後に取り上げるように、この控訴審の判決は、上告審である貴族院の判決によって覆されることになる。
- (25) Atlantic Star [1973] QB 364, 382. こうした姿勢は、イングランド裁判所が国際商事紛争について優れた解決を提供するビジネスコミュニティにとってのオアシスとして圧倒的な地位を占めた時代においては、正当化できるものであったかもしれない。
- (26) Atlantic Star v. Bona Spes [1974] AC 436.
- (27) Id at 453.
- (28) Id at 454.
- (29) Id.
- (30) ここではナチュラルフォーラムと同義であると解することができる。
- (31) [1974] AC 456.
- (32) Goff 判事はすでに名裁判官として歴史上に名を留める存在であるが、そうした彼の主要な功績の一つとして、このイングランドの国際裁判管轄法理の理論的完成がこれからも挙げられることは疑いない。その他にも、イングランドの判例に比較法的方法を積極的に導入したことや、不当利得法の発展に大いに貢献したことも彼の業績として長く語り継がれるであろう。
- (33) MacShannon v Rockware Glass Ltd [1978] AC 795.
- (34) Id at 811.
- (35) Id.
- (36) Id.
- (37) Id.
- (38) Abidin Daver [1984] AC 398.
- (39) Id at 411-412.
- (40) Id at 413-414.
- (41) Id at 411.

- (42) Bell, *supra* note (2), at para. 3. 84.
- (43) Bell, *supra* note (2), at para. 3. 90. アメリカの *forum non conveniens* は訴訟についての最も「便宜」な法廷を指定する目的を中心として構成されていることを指摘し、このことは訴訟事件の混雑を考慮要素に入れることから明らかであるとする。確かに表現は同じであっても、この点においてスコットランド及びイングランドの *forum non conveniens* は現時点においては大きく異なった理論となっている。
- (44) *Spiliada Maritime Corporation v Cansulex Ltd* [1987] AC 460.
- (45) こうした関連訴訟をナチュラルフォーラムとの関係で考慮することについての論点は、その後 *Cambridgeshire Factor* と一般に呼ばれるようになった。極めて重要な問題ではあるが、紙幅の関係で本稿において詳述することは控える。
- (46) *Abidin Daver* [1984] AC. 398, 411.
- (47) (1892) 19 R. 665, 668.
- (48) 1926 SC (HL) 13.
- (49) [1987] AC 474.
- (50) *Id.*
- (51) *Id* at 475.
- (52) *Abidin Daver* [1984] AC 398, 410.
- (53) *Id* at 411.
- (54) それが既述の *Société du Gaz case*, 1926 SC (HL) 13 を詳細に引用した理由であると指摘する。
- (55) [1987] AC 475.
- (56) *Id* at 476.
- (57) この部分では、次のスコットランドの判例及び文献が参照されている。*Société du Gaz*, 1926 SC (HL) 13, 21 ; Anton, *Private International Law* (1967) p. 150.
- (58) [1987] AC 476-477. この部分で Goff は, Scoles and Hay, *Conflict of Laws* (1982), p. 366, Castel, *Conflict of Laws* (1974), p. 282 等を引用して、アメリカ合衆国やカナダでは、こうした場合には被告が不便宜な法廷であることの証明が非常に制約されている点に触れるが、こうした同一の連邦国家内の管轄の競合を処理する場合には同列に論じるのではなく、より中立的な立場を採用する。
- (59) [1984] AC 398, 415.
- (60) [1987] AC 477-478.
- (61) *Id* at 478.
- (62) それはナチュラルフォーラム及び便宜な法廷と内容的には重なるが、より適切に表現した言葉としてである。

- (63) Beaumont, *supra* note (2), at p. 211.
- (64) [1984] AC 398, 411.
- (65) [1987] AC 482-483 ; Beaumont, *supra* note (2), at p. 211.
- (66) *Id* at 482-483.
- (67) *Lubbe and Others v Cape Plc* [2000] 1 WLR 1545.
- (68) *Id* at 1559.
- (69) [1987] AC 465 ; Beaumont, *supra* note (2), at 212.
- (70) *Id* at 465.
- (71) *Id*.
- (72) 海事や商品取引などビジネスに関する事件（その多くは渉外事件）に特化した手続を有する裁判所であり、高等法院女王座部の一部を成す。
- (73) [1987] AC 465. そして、現在ほとんど全ての事例において、宣誓供述書だけをもとに判断しているが、「近い将来には、証拠調べをできるようになること、そして、静かに本判決の Goff 判事の意見を思い出し、他の事実関係に基づく判決を参照することなく、何日もかけず数時間のうちに判断を下すようになることを望む」と述べていることは印象的である。
- (74) Beaumont, *supra* note (2), at pp. 212-223.
- (75) *Spiliada* 判決において、関連訴訟は、‘Cambridgeshire Factor’ として重要な考慮要素となった。このように裁判管轄の判断は、当該紛争の「法律的な性質の分析＝性質決定」を超えた多くの要素に左右されざるを得ないことは明らかなように思われる。
- (76) 財産法分野の事件における国際裁判管轄について、わが国がこうした立場を採ることは、最判平成9年11月11日判タ960号102頁以下によって確認された。
- (77) こうした諸要素の考慮方法については、判例の一層の蓄積と議論の積み重ねが必要となる。正にコモンローの典型的な生成過程である。現在の「特段の事情」論を正面に押し出しつつある日本判例法の立場からも、こうしたイングランドでの議論は直接的な参考資料として大いに活用されるべきである。（現に Goff 判事は、後述の *Airbus* 判決において日本においてもナチュラルフォーラム的な傾向が見られることを指摘している。日本判例法についての情報発信は、こうした法発展に影響をもつ可能性を有する。）
- (78) しかし、わが国でも、準拠法を管轄判断の考慮要素として扱う判例が現れつつあることは注目に値する。例えば最近のものとして、東京高判平成12年12月20日・金融・商事判例1133号24頁は、準拠法がスイス法であることを特段の事情を判断する際の重要な考慮要素としている。

- (79) Rule I (I):…域外への writ の送達は、裁判所の許可 (leave) を得て、次の場合に許容されうる。すなわち、…(f)もしその訴状により被告に対して開始される訴訟が契約の強制、取消、解除、無効またはその他契約に影響を与える場合で、その契約が…(iii)その条項により、または黙示的に、イングランド法を準拠法とする場合。(3 All ER 843 [1986], note a).
- (80) Banco Atlantico [1990] 2 Lloyd's Rep 504 ; Charm Maritime [1987] 1 Lloyd's Rep 433 ; Du Pont [1987] 2 Lloyd's Rep 585.
- (81) Beaumont, *supra* note (2), p. 214.
- (82) 拙稿「イングランド国際私法における外国法の主張立証」国際法外交雑誌 101 巻 2 号 30 頁以下 (2002 年) 参照。
- (83) イングランドではそうした客観状態を指して、‘*Lis alibi pendens*’ と呼ばれる。
- (84) [1984] AC 412.
- (85) こうした問題についての詳しい分析として、Nygh, *supra* note (2) 参照。
- (86) Bell, *supra* note (2), at para. 4. 85.
- (87) Société Nationale Industrielle Aerospatiale v. Lee Kui Jak [1987] AC 871.
- (88) Airbus Industrie GIE v. Patel [1999] 1 AC 119.
- (89) [1999] 1 AC 119, 138-141.
- (90) *Id* at 137-138.
- (91) [1987] AC 871.
- (92) [1999] 1 AC 134-135.
- (93) *Id* at 135.
- (94) 外国訴訟差止めは外国の裁判所に対する命令ではなく、被告個人に対する命令に過ぎないから、外国の管轄権行使に対する干渉としては、間接的なものに過ぎないという意味である。
- (95) [1999] 1 AC 141.
- (96) *Id* at 131-132.
- (97) Goff 判事はこの点について次の文献を参照する。Ellen Hayes, “Forum non conveniens in England, Australia and Japan : the allocation of jurisdiction in transnational litigation,” 26 UBC Law Rev p. 41 (1992).
- (98) Beaumont, *supra* note (2), at p. 232.
- (99) *Id*.
- (100) ブラッセルズ条約 21 条・22 条 (現行ブラッセルズ I 規則 27 条・28 条) 参照。
- (101) Beaumont, *supra* note (2), at p. 232.
- (102) しかし、Spiliada 判決において Goff 判事が示した正義基準に基づく例外的考慮の

余地を残すことが、現在の国際的な法環境においてない必要とされることは疑いない。

- (103) むしろ現実を直視したときに、合意尊重が最善であると断定できないとしても、それに勝る手立てが現存していないと言った方が正確かも知れない。

もちろん合意が公正なものであることは当然の前提となる。このため、公正な合意とそうでない合意とを区別する困難な作業は避けられない。しかし、そのことをのみもって管轄合意の長所を否定することは、本末転倒であろう。

- (104) ごく簡単に要約すると、Atlantic Star は外航船と舳との衝突事故に関する事件であり、MacShannon は労働災害の事件であり、Abidin Daver は外航船同士の衝突事故に関する事件であり、Spiliada は積み荷が船倉に損傷を与えた事件であり、Airbus は航空機の墜落についての事件であり、Lube はアスベストによる被害について加害会社の親会社の責任を追及した事件であった。

- (105) 特に、特別裁判籍を規定するのに契約や不法行為など実質法上の概念を用いることが、どこまで合理的であるという点で重大な問題を提起しているように思われる。

- (106) また、特別裁判籍の明確なルールが予測可能性を高める上で役立つとする大陸法系の国際民事訴訟法における信念は、ブラッセルズ条約（規則）が例えば契約と不法行為の線引きについて多くの困難で錯綜した事件と解釈問題を生じさせることで、大きく揺らぎつつあるようにも見える。しかも、そうした性質決定についての解釈論争は紛争解決における実質的正義の促進という視点からは、あまりにも実り少ないもののように感じられる。

- (107) この点についての厳密な論証も将来の課題とする。

[付記] 本稿は、平成 14 年度文部科学省科学研究費・基盤研究(C)(2)（研究課題「国際ビジネスにおける多層的契約構造の進展についての法律学的研究」）の助成による研究成果の一部である。